

第2期大和町子ども・子育て支援 事業計画

令和2年3月
大 和 町

ご挨拶

「子ども・子育て支援新制度」は、平成27年4月に、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく目的で始められました。この制度の主な目的は2つあり、1つ目は、教育や保育を必要とする全ての子どもが、幼稚園や保育園を利用することができるようにすること、そして2つ目は、すべての子どもたちが健やかに成長することができるように社会全体で子どもの育ちと子育てを支援する環境を整備することです。この制度の下、町では第1期大和町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）を策定し、待機児童の解消のため、保育所の利用定員を増やしたり、小規模保育事業等を実施してまいりました。その結果、平成29年4月1日時点で70人だった待機児童数も、平成31年4月1日時点では10人まで減少しております。



また、平成28年1月には、子どもたちが安全にのびのびと遊べる場所として「大和町児童支援センター」を整備し、親子のふれあいの場や子育て中の保護者同士の情報交換の場として、多くの方々に利用していただいております。そして平成31年4月には、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない、寄り添った支援を行うことを目指し、健康支援課に「子育て世代包括支援センター」を、子育て支援課には、子育てや家庭での様々な悩み事などを専門スタッフ（保健師や社会福祉士、子ども家庭相談員など）が支援する「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、それぞれの特色を活かしながら子育てをサポートする体制を整えております。

更に、第1期事業計画で計画していた病後児保育事業については、現在、病後児保育施設を整備し、令和3年度に事業開始を目指しており、今後も、安心して子育てできる社会の実現を目指して子育て支援を続けてまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

最後に、第2期の事業計画策定に携わっていただいた大和町子ども・子育て会議の委員の皆様、アンケート調査にご協力いただいた町民の皆様、その他関係者の皆様に心から感謝を申し上げ、ご挨拶といたします。

令和2年3月吉日

大和町長 浅野 元

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	5
第 2 章 町の子ども・子育てを取り巻く現状	7
1 大和町の状況	8
2 アンケート調査結果からみえる現状	14
3 子ども・子育てを取り巻く課題	25
第 3 章 計画の基本理念、基本目標	29
1 基本理念	30
2 基本目標	31
3 施策の体系	33
4 教育・保育等の提供区域の設定	34
5 人口の見込み	35
第 4 章 施策の展開	37
施策 1 教育・保育施設の需要量及び確保の方策	38
(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の方策	38
(2) 教育・保育の一体的提供推進	41
(3) 幼児期の教育・保育に関するその他の施策	41

施策 2 地域子ども・子育て支援事業	43
(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策	43
(2) 産休後及び育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保	54
(3) 専門的支援に関して都道府県が行う施策との連携	55
(4) 職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備	55
施策 3 次世代育成支援関連施策	56

第 5 章 計画の推進..... 59

1 計画の進捗管理・評価方法	60
2 関係機関との連携強化	61

参考資料..... 63

1 策定経過	64
2 大和町子ども・子育て会議条例	65
3 大和町子ども・子育て会議委員名簿	67
4 用語解説	68



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育ちを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

しかしながら、25歳から44歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成31年4月時点の全国の待機児童数は1万6,772人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成29年6月に『子育て安心プラン』を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

2 計画策定の趣旨

大和町においては、これまで平成27年3月に『大和町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、子育て支援を総合的に進めてきました。

社会情勢のめまぐるしい変化等から、共働き世帯の増加や生活様式の多様化もより一層進み、子どもの育成や子育てに関するニーズが変化するなど、困難を抱える子どもが増えています。このような中、平成28年に改訂した第四次大和町総合計画(改訂版)では、将来都市像「みやぎの中核都市・大和～活力と笑顔に満ちたまちをめざして～」の実現に向けて、「産業、環境、福祉、学習、定住及び安全のまちづくり」に加え、これらすべてに共通の取り組み姿勢である「協働のまちづくり」の7つをまちづくりの基本方針として定めています。そのテーマの一つとして「子どもや高齢者に優しい安心なまち」を掲げ、家庭や地域と連携しながら、保健・医療、育児、保育等子育て支援の充実や、確かな学力を持った心豊かな児童・生徒の育成を図るとともに、信頼される学校づくりを進め、未来を担う「大和っ子」を安心して産み育てられる環境整備を進めています。

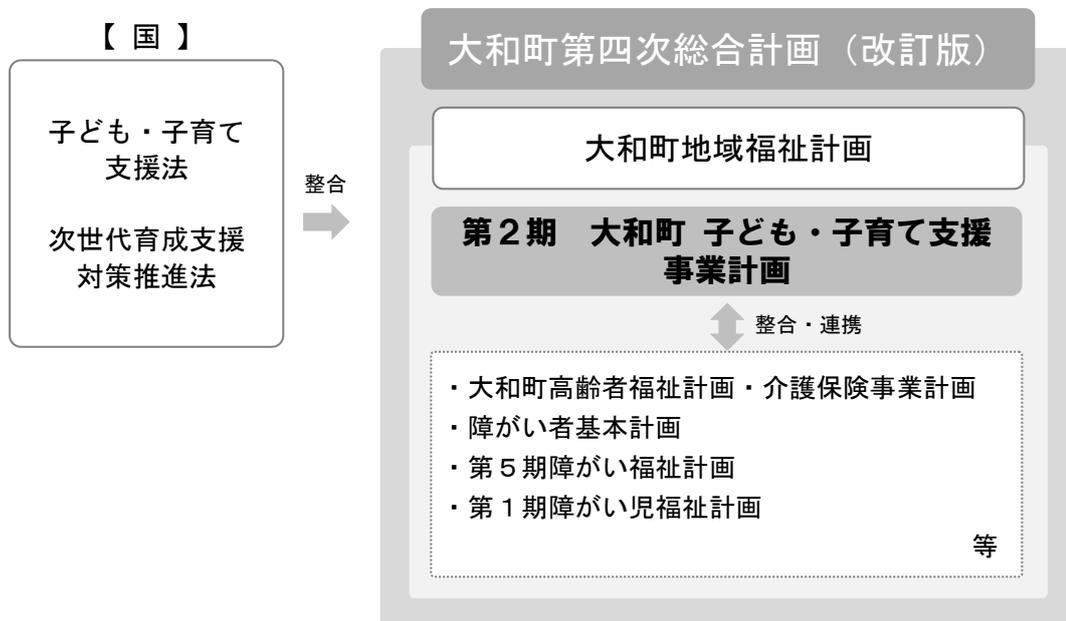
また大和町では、社会全体で子ども、子育て、親の育ちを支援していくための「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」「質の高い教育・保育の総合的な提供」を目指し、次世代育成支援を実施しています。

この度、『大和町 子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第2期大和町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、町民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、大和町第四次総合計画（改訂版）の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。



4 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は令和2年度から5年間で1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期 大和町 子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制

(1) 町民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援事業に係る基礎調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

① 調査対象

大和町在住の就学前児童・小学生の保護者を対象として各 1,000 件を無作為に抽出し、実施しました。

② 調査期間

平成 31 年 1 月 22 日から平成 31 年 2 月 8 日

③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	郵送による配布・回収	1,000 通	501 通	50.1%
小学生の保護者	郵送による配布・回収	1,000 通	470 通	47.0%

(2) 大和町子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちをとりまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、町民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「大和町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画素案に対する幅広い意見を聴取するため、令和元年 12 月 2 日～27 日に、パブリックコメントを実施しました。



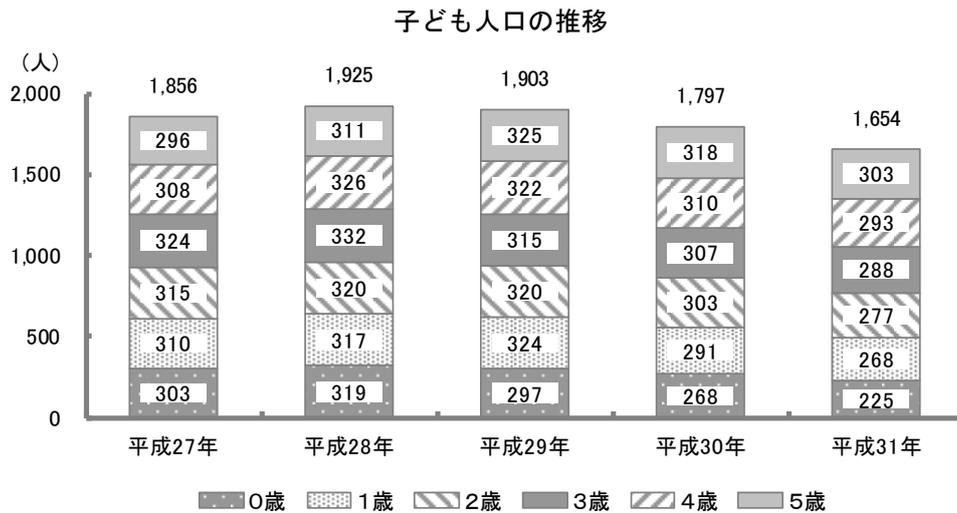
第2章 町の子ども・子育てを取り巻く現状

1 大和町の状況

(1) 子どもの人口の状況

① 年齢別就学前児童数の推移

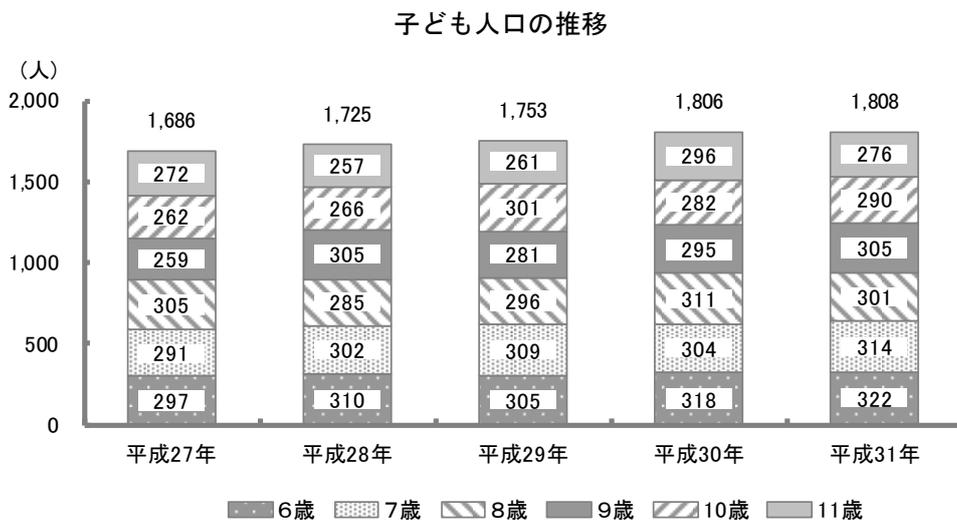
本町の0歳から5歳の子どもの人口は平成28年以降減少しており、平成31年4月現在で1,654人となっています。特に他の年齢に比べ、0歳の減少率が高くなっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

② 年齢別就学児童数の推移

本町の6歳から11歳の子どもの人口は平成27年以降増加しており、平成31年4月現在で1,808人となっています。8歳以外のすべての年齢で増加しています。

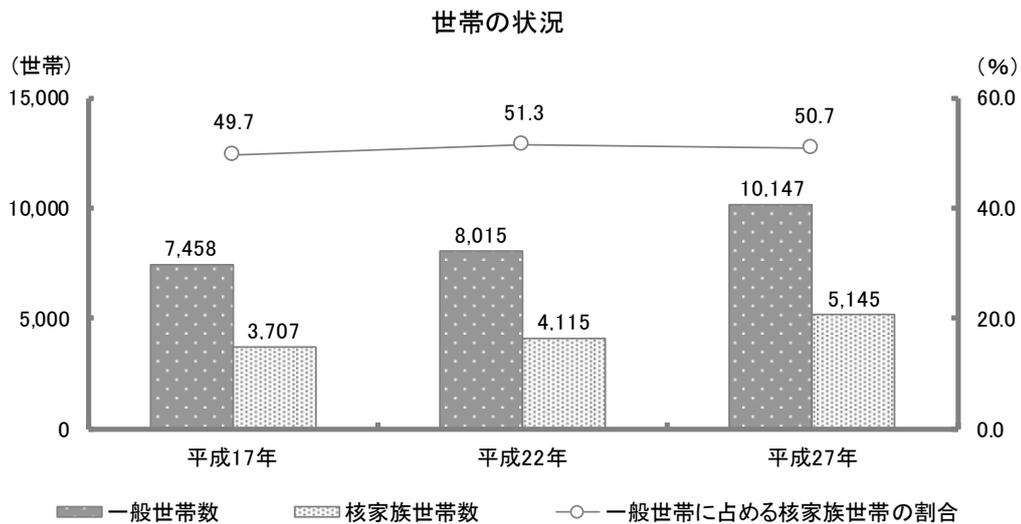


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

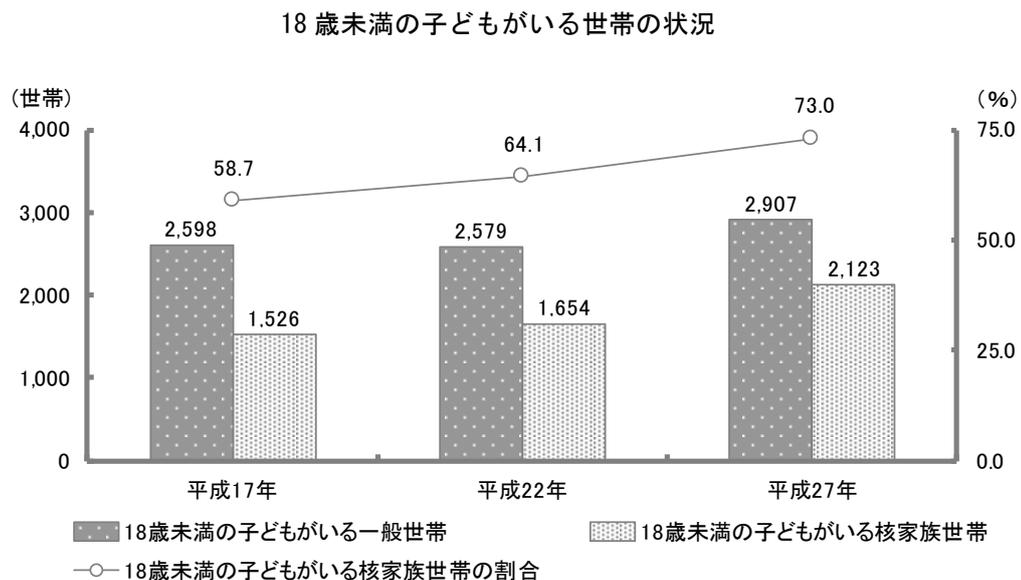
本町の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で5,145世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は横ばい傾向にあります。



資料：国勢調査

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

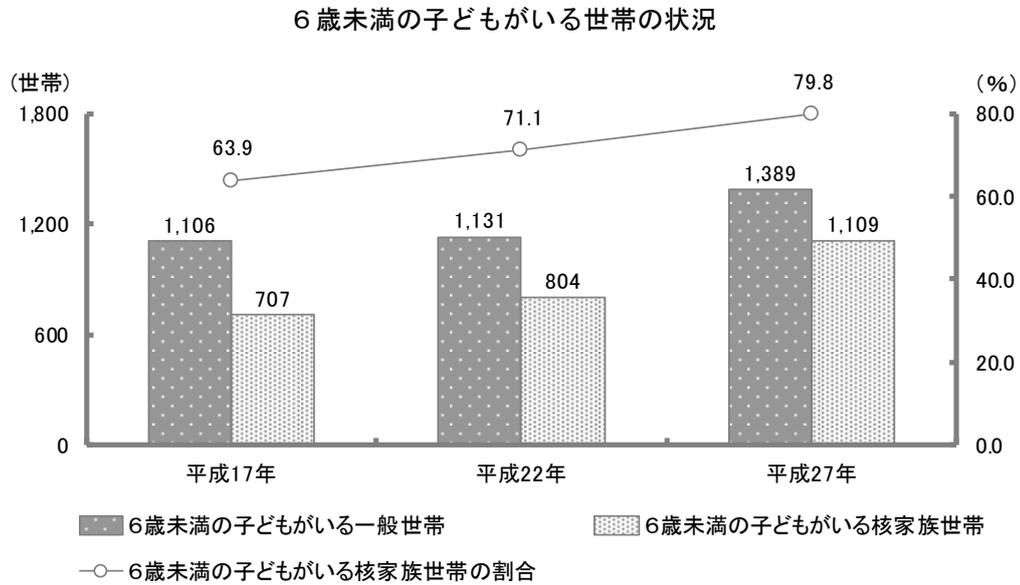
本町の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々増加しており、平成27年で2,907世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯、及び核家族世帯の割合も増加傾向となっています。



資料：国勢調査

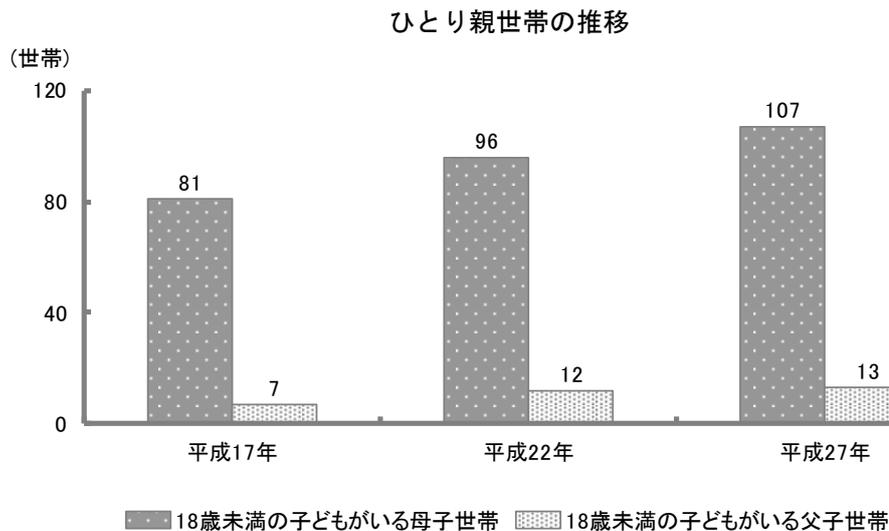
③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本町の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々増加しており、平成27年で1,389世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯数、核家族世帯の割合も増加しています。



④ ひとり親世帯の推移

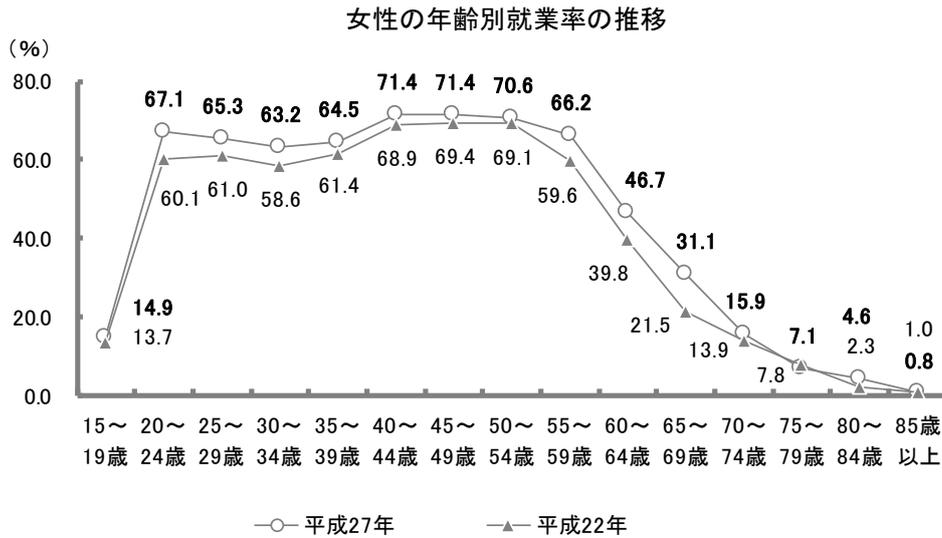
本町の18歳未満の子どもがいる母子世帯は年々増加しており、平成27年で107世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯も増加しています。



(4) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

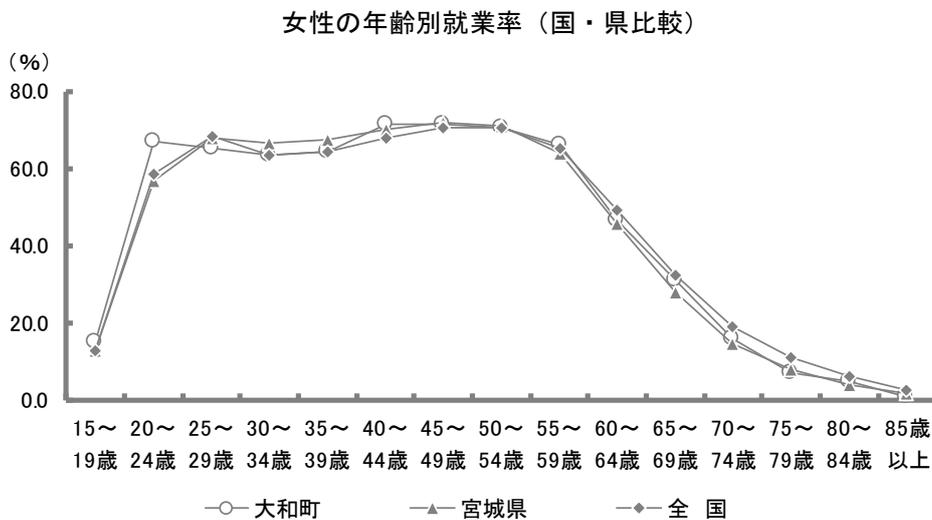
本町の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～34歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本町の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、概ね全国、宮城県よりは高くなっています。

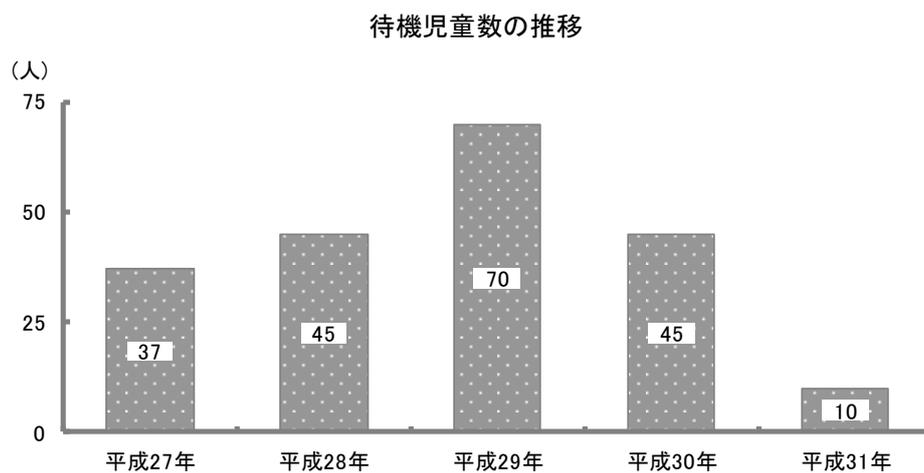


資料：国勢調査（平成27年）

(5) 教育・保育サービス等の状況

① 待機児童数の推移

本町の待機児童数の推移をみると、平成29年以降は減少してきていますが、平成31年で10人と依然として待機児童がみられる状況です。



資料：庁内資料

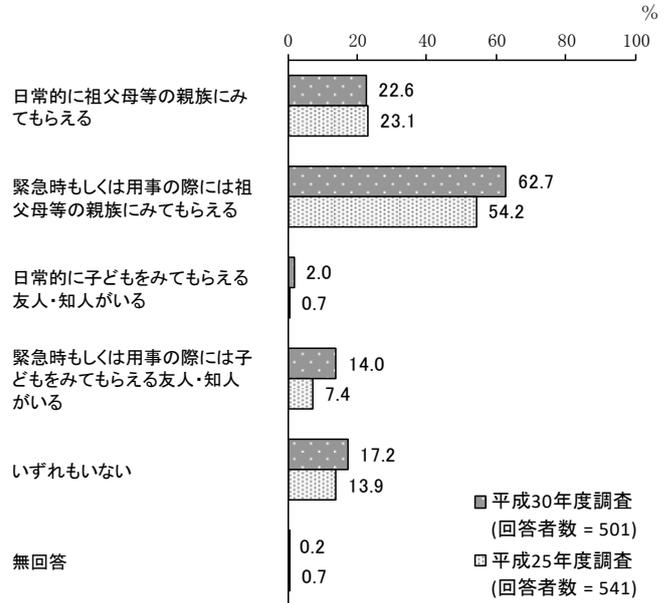
2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が62.7%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が22.6%、「いずれもない」の割合が17.2%となっています。

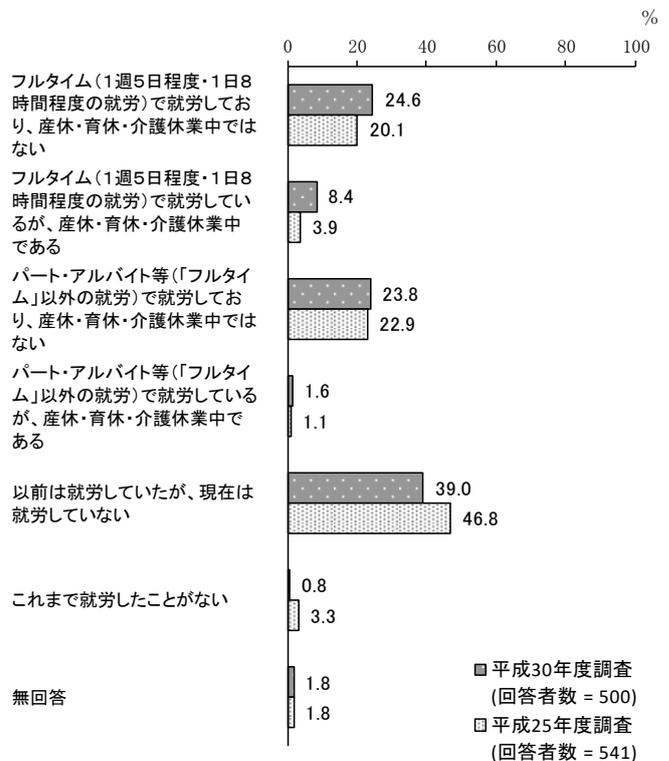
平成25年度調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が増加しています。



② 母親の就労状況

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が39.0%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が24.6%、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が23.8%となっています。

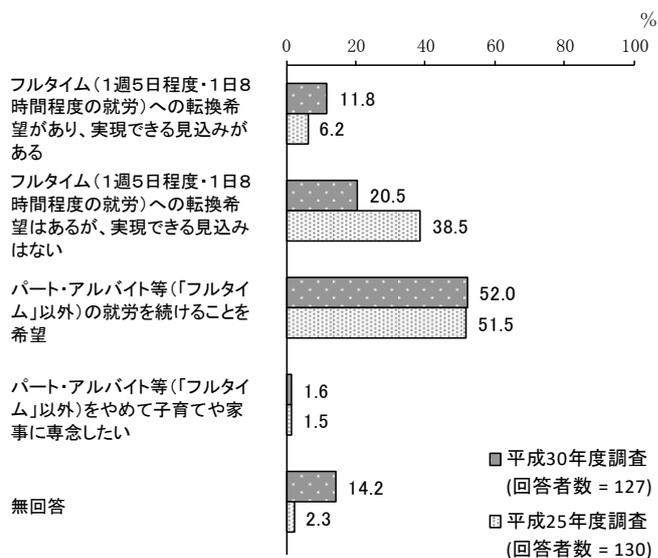
平成25年度調査と比較すると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が 52.0%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が 20.5%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が 11.8%となっています。

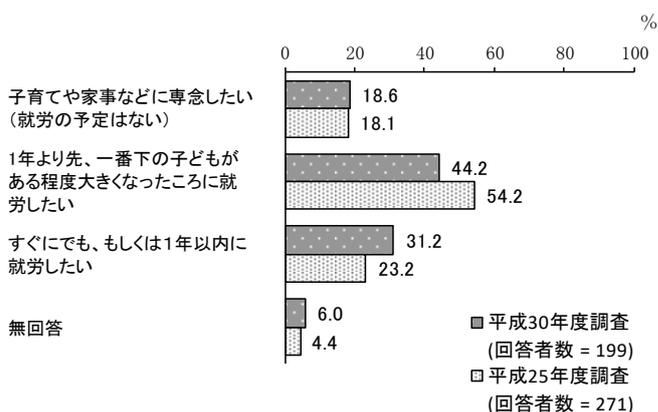
平成 25 年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が増加しています。



④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもがある程度大きくなったところに就労したい」の割合が 44.2%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が 31.2%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が 18.6%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が増加しています。

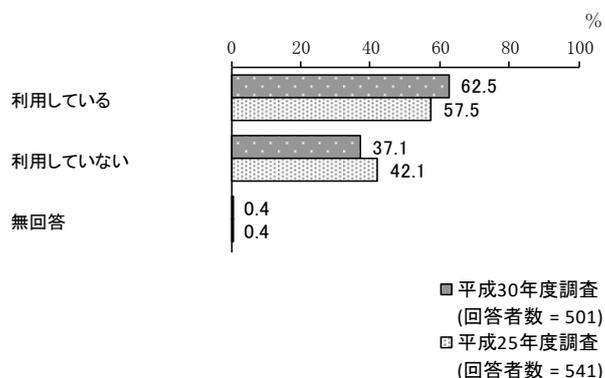


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が62.5%、「利用していない」の割合が37.1%となっています。

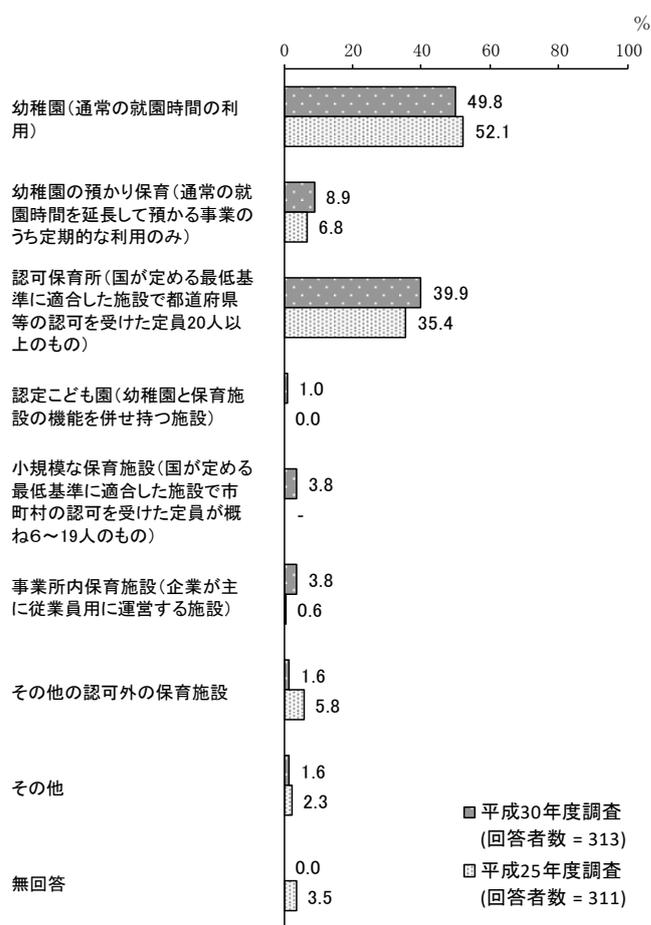
平成25年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。一方、「利用していない」の割合が減少しています。



② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が49.8%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が39.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

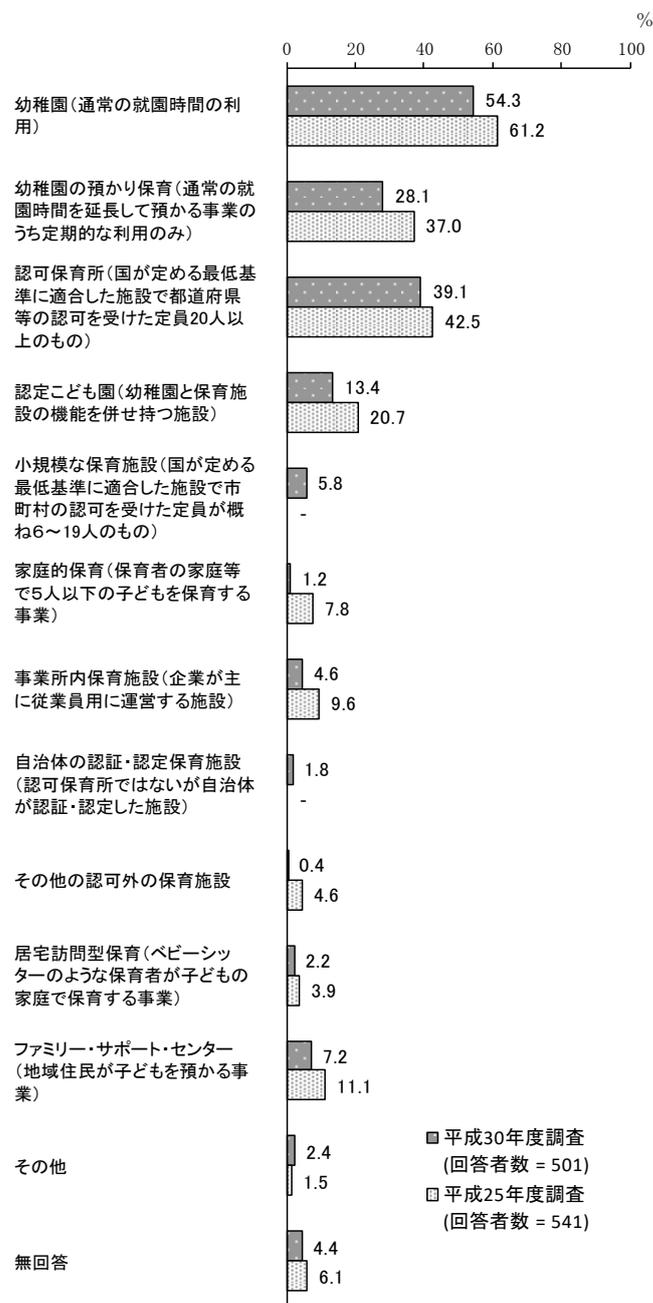


※「小規模な保育施設(国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員が概ね6~19人のもの)」は平成30年度調査から新たに追加した。

③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が 54.3%と最も高く、次いで「認可保育所の割合が 39.1%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」の割合が 28.1%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」などの割合が減少しています。



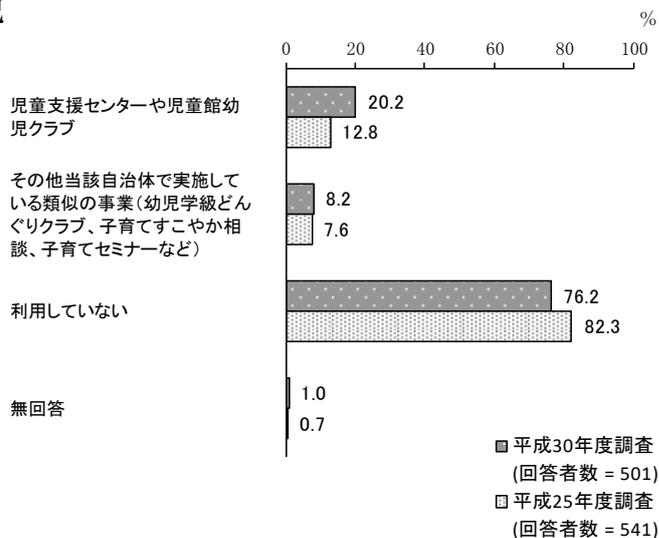
※「小規模な保育施設（国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員が概ね6～19人のもの）」「自治体の認証・認定保育施設（認可保育所ではないが自治体が認証・認定した施設）」は平成30年度調査から新たに追加した。

(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が76.2%と最も高く、次いで「児童支援センターや児童館幼児クラブ」の割合が20.2%となっています。

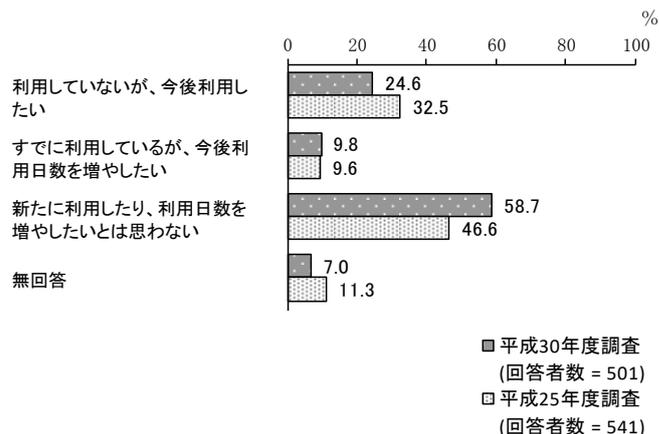
平成25年度調査と比較すると、「児童支援センターや児童館幼児クラブ」の割合が増加しています。一方、「利用していない」の割合が減少しています。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が58.7%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が24.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が増加しています。一方、「利用していないが、今後利用したい」の割合が減少しています。

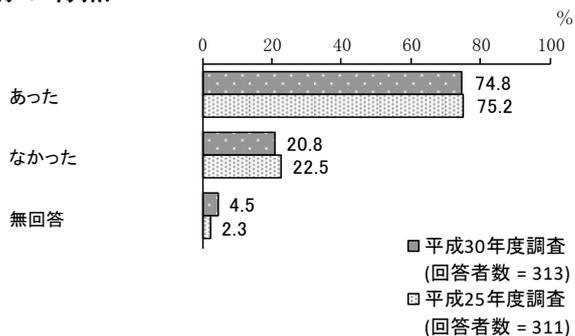


(4) 病気等の際の対応について

① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用の有無

「あった」の割合が74.8%、「なかった」の割合が20.8%となっています。

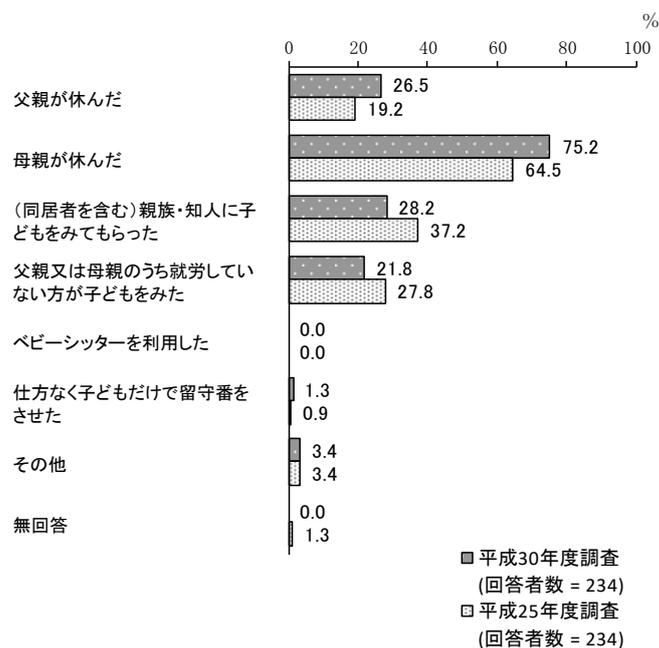
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が 75.2%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が 28.2%、「父親が休んだ」の割合が 26.5%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「父親が休んだ」「母親が休んだ」の割合が増加しています。一方、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が減少しています。

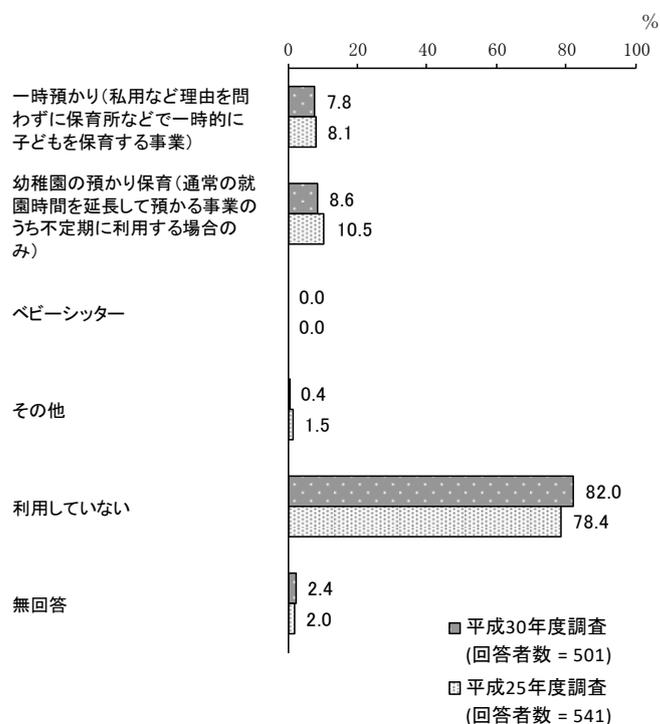


(5) 一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が 82.0%と最も高くなっています。

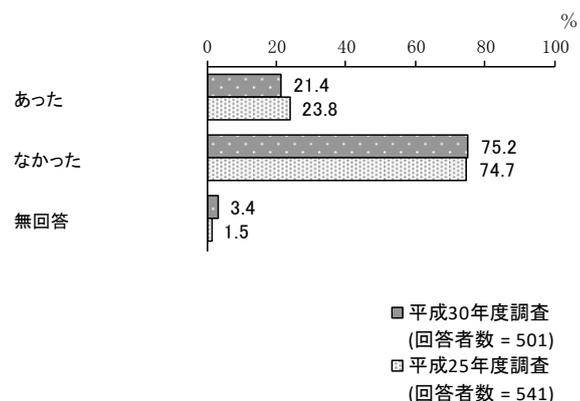
平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 宿泊を伴う一時預かり等の有無

「あった」の割合が21.4%、「なかった」の割合が75.2%となっています。

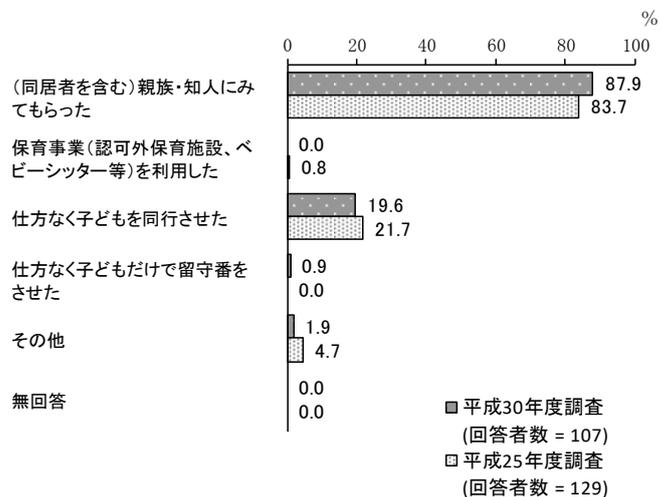
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



③ 宿泊を伴う一時預かり等の対応

「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」の割合が87.9%と最も高く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」の割合が19.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

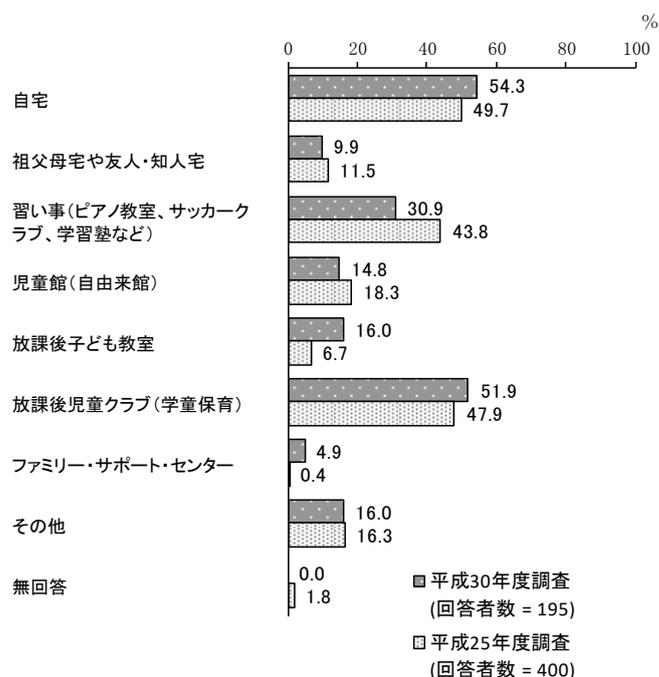


(6) 小学校就学後の過ごし方について

① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 54.3%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が51.9%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が30.9%となっています。

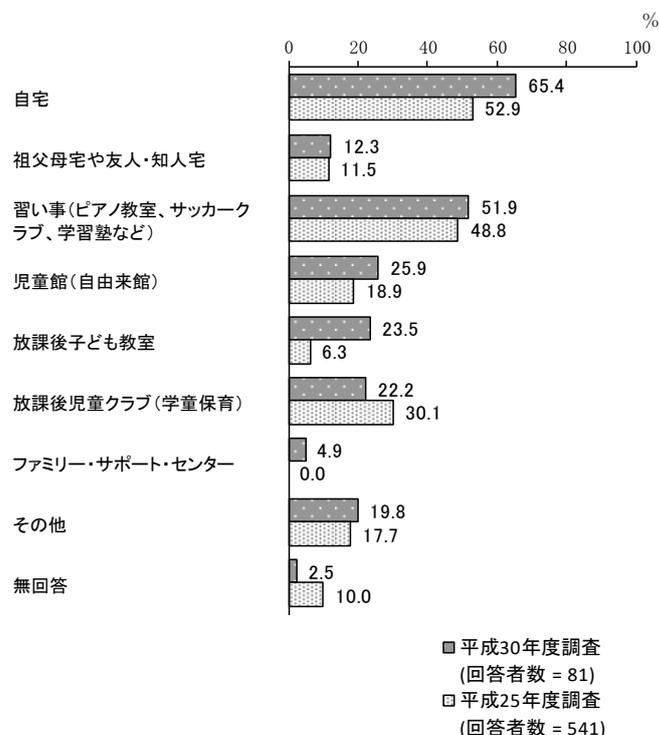
平成 25 年度調査と比較すると、「放課後子ども教室」の割合が増加しています。一方、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。



② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 65.4%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が51.9%、「児童館（自由来館）」の割合が25.9%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「自宅」「児童館（自由来館）」「放課後子ども教室」の割合が増加しています。一方、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が減少しています。

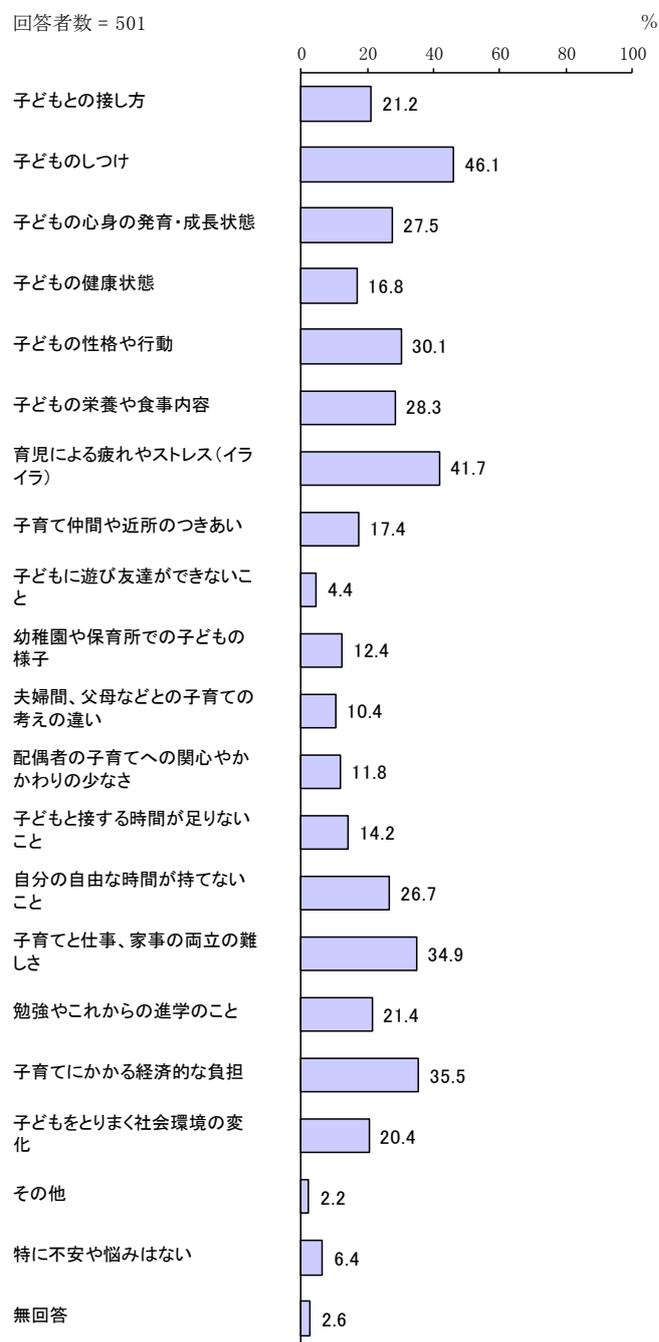


(7) 子育て全般について

① 就学前児童保護者の子育てに関する悩みや不安

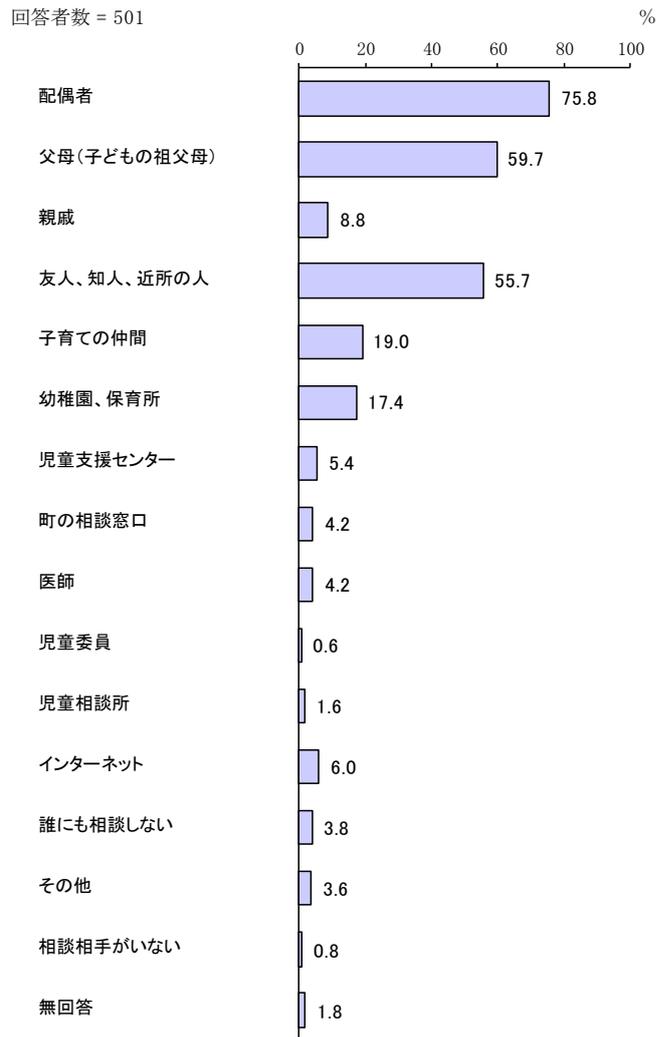
「子どものしつけ」の割合が46.1%と最も高く、次いで「育児による疲れやストレス（イライラ）」の割合が41.7%、「子育てにかかる経済的な負担」の割合が35.5%となっています。

回答者数 = 501



② 就学前児童保護者の子育てに関する悩みや不安などの相談相手

「配偶者」の割合が75.8%と最も高く、次いで「父母（子どもの祖父母）」の割合が59.7%、「友人、知人、近所の人」の割合が55.7%となっています。

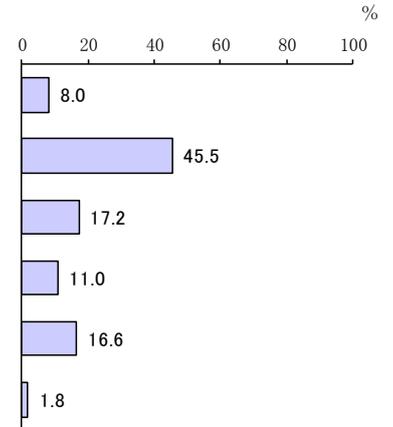


③ 就学前児童保護者の大和町における子育てしやすさ

「そう思う」と「どちらかという
そう思う」をあわせた“そう思う”の
割合が53.5%、「どちらかという
そう思わない」と「そう思わない」をあ
わせた“そう思わない”の割合が
28.2%となっています。

回答者数 = 501

そう思う
どちらかという
そう思う
どちらかという
そう思わない
そう思わない
分からない
無回答

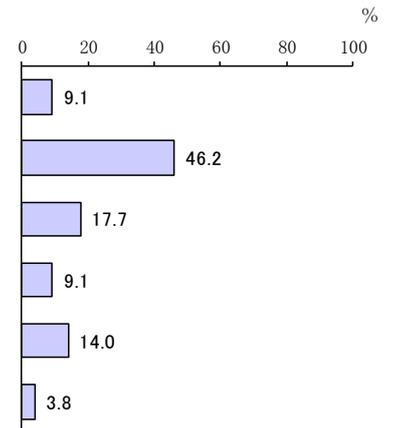


④ 就学児童保護者の大和町における子育てしやすさ

「そう思う」と「どちらかという
そう思う」をあわせた“そう思う”の
割合が55.3%、「どちらかという
そう思わない」と「そう思わない」をあ
わせた“そう思わない”の割合が
26.8%となっています。

回答者数 = 470

そう思う
どちらかという
そう思う
どちらかという
そう思わない
そう思わない
分からない
無回答



3 子ども・子育てを取り巻く課題

本町の子ども・子育てを取り巻く現状や、アンケート調査の結果を踏まえ、課題を整理しました。

(1) 保育の量的な整備・・・・・・・・

国においては、「子育て安心プラン」において、令和2年度末までに待機児童の解消を目指していますが、本町においては、依然として待機児童が見られ、その対策が急務となっています。

アンケート調査では、フルタイム、パート・アルバイト等で就労している母親の割合は5割半ばとなっているものの、パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望の割合は約3割、未就労の母親の就労希望の割合は7割半ばとなっています。平成25年度調査と比較すると、就労している母親が増加しています。

今後、保護者の就労状況の変化等により、保育の必要性がある家庭が増加することが考えられます。幼児教育・保育無償化によるニーズの増加を適切に見込み、幼稚園、保育所の受け皿の確保とともに、教育・保育の質を高めていく必要があります。

また、国では、「新・放課後子ども総合プラン」において、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれる中、「小1の壁」を打破するため、放課後児童クラブの受け皿の整備を目標として掲げています。

放課後の過ごし方について、アンケート調査では、低学年のうち、放課後児童クラブの希望が高く、5割を超えています。放課後の居場所に対するニーズがさらに高まることが予測される中、地域の人材や地域資源を活用した段階的な子どもの居場所づくりが求められます。

(2) 地域子ども・子育て支援の充実・・・・・・・・

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加しています。国においては、子育て世代包括支援センターを令和2年度に全国展開をめざし、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を提供することをめざしています。

アンケート調査では、日頃、日常的に子どもを見てもらえる親族・知人が「いずれもない」が1割半ば、子どもの子育てをする上で、相談できる人・場所の有無で「相談相手がない」の割合が0.8%とわずかではあるものの、身近に子どもをみてもらえる親族・知人がいなかったり、相談相手がない人がいます。子育てで、不安に感じている、困っていることとしては「子どものしつけ」「育児による疲れやストレス（イライラ）」「子育てにかかる経済的な負担」など多様な悩みを抱えています。

妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てに関する不安の軽減や知識の向上、支援が必要な家庭に対しては、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を実施することが必要です。

さらに、子育ての相談窓口をはじめ、子育てに関する情報提供の充実を図る必要があります。

また、全国的に病児保育施設は増加しているものの、共働き家庭やひとり親家庭の増加のなか、子どもが病気になった際の預け先として、病児保育のニーズは高まっています。

アンケート調査では、子どもが病気やけがで教育・保育事業を利用できなかった人で、父親、母親が休んで対応した人のうち「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が4割半ばとなっています。

今後、病児・病後児保育等、緊急の際のサービスについてのニーズに対応していくことが重要です。また、こうした動向も踏まえながら、多様な子育て支援サービスの提供体制を検討していくことが求められます。

(3) すべての子どもや子育て家庭への支援・・・・・・・・

保育所等における障害のある子どもの受入れは年々増加しており、保育所等における支援の一層の充実が求められています。また、障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、子どもの状況に応じて実施することが必要です。

本町では平成30年3月に第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画を策定し、障害児施策の推進に努めています。

今後も、発達障害をはじめ、発達に課題のある子どもと家族への継続した相談支援・発達支援・啓発活動と研修等を、関係機関と連携を図っていくことが必要です。

また、障害のある子どもや発達に課題のある子どもが、保育、教育、就労へと移行する際に、医療機関や学校、児童発達支援センター等関係機関と情報を共有しながら連携を図ることが必要です。

さらに、児童虐待への対応については、従来より制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきました。しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

改正児童虐待防止法では、親の子どもへの体罰の禁止、児童相談所の体制強化等を盛り込み、児童虐待の更なる防止に努めています。

アンケート調査では、就学前児童調査で、子育てで不安や負担と感ずることとして、「子どものしつけ」の割合が4割半ばとなっています。また、「育児による疲れやストレス（イライラ）」の割合が約4割となっており、子育てへの不安を抱える保護者が多くいることがうかがえます。また、就学児童調査でも同じように子どものしつけについての悩みがみられ、子どもの成長に合わせてどのように対応すべきか悩んでいる姿がみてとれます。

子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。また、児童虐待防止の広報・啓発の充実とともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化することが求められます。

加えて、国においては、ひとり親における家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。平成28年度の国民生活基礎調査によれば、子育て中の一般世帯の平均年収に比べ、母子世帯は約1/3となっており、特に母子家庭における経済的困窮が顕著となっています。

アンケート調査では、子どもの子育てをする上で、相談している人・場所について、「配偶者」「友人、知人、近所の人」「父母（子どもの祖父母）」の割合が高くなっています。

支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うことが必要です。特に、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、日常生活を支援し、相談体制を充実することが求められます。



第3章

計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

本町では、すべての家庭（親）が安心して子どもを産み育てる喜びを実感できることはもちろん、次代を担う子どもの成長を喜びあえるまち、子ども自身が大和町で生まれ育った喜びを実感できるまちをめざして、さまざまな施策・事業の推進に取り組んできました。



本計画では、『大和町 子ども・子育て支援事業計画』の理念や方向性などを引き継ぐとともに、計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、これからの大和町を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざして、「育てる喜びと育つ喜びが実感できるまち・大和」を引き続き基本理念に定めます。

[基本理念]

育てる喜びと育つ喜びが実感できる
まち・大和



2 基本目標

(1) 保育の量的な整備と質の向上・・・・・・・・

子どもが権利をもつ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めるとともに、就学前の教育や保育、学校教育の充実を図ります。

また、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組むとともに、子どもの自主性や社会性の育成や家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

さらに、核家族化や共働き家庭の増加などの社会状況の変化による保育ニーズの高まりへ対応するため、乳幼児期における保育サービスの充実や就学児童の放課後の活動場所の充実を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

(2) 切れ目のない地域子ども・子育て支援の充実・・・・・・・・

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要であり、子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が受けられることで、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取り組みを進めます。

また、子育ての状況は、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、多様化しており、各々の子どもや家庭のニーズに対応したサービスの質・量を充実させる必要があり、地域において子どもたちが健やかに成長していける質の高いサービスが提供され、すべての家庭がそれぞれの子育てに合ったサービスを利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援に取り組めます。

(3) すべての子どもや子育て家庭への支援・・・・・・・・

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後子ども総合プランをふまえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

また、障害のある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

さらに、「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等をふまえながら、相談対応の充実や負担軽減などの支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

育てる喜びと育つ喜びが実感できるまち・大和

1 保育の量的な整備と質の向上

- 教育・保育施設の需要量及び確保の方策
- ・幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の方策
- ・教育・保育の一体的提供推進
- ・幼児期の教育・保育に関するその他の施策
- 教育・保育施設の質の向上、
幼・保・小連携の体制強化、小学校教育との円滑な接続
- 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保
- 幼児教育の質の向上（幼児教育アドバイザーの配置・確保）
- 外国につながる幼児への支援・配慮

2 切れ目のない地域子ども・子育て支援の充実

- 地域子ども・子育て支援事業
- ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策
- ・産休後及び育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ・専門的支援に関して都道府県が行う施策との連携
- ・職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備

3 すべての子どもや子育て家庭への支援

- 次世代育成支援関連施策
- ・未就学児の発達支援事業の充実
- ・幼児教育の充実
- ・児童福祉施設的环境整備
- ・子育て支援のネットワークづくりの推進や保護者への情報提供の充実
- ・児童虐待防止対策の推進
- ・ひとり親家庭等の自立支援や子どもの貧困対策の推進
- ・育児学級や家庭教育等の充実
- ・子育てにかかる各種支援制度の周知
- ・保育費用等の軽減（幼児教育・保育の無償化）
- ・子育てへの男女共同参画の促進
- ・子どもの視点に立った遊び場づくりの推進と環境整備の推進
- ・柔軟な運営による居場所づくり
- ・子育て支援者の育成
- ・放課後の子どもの居場所づくり

4 教育・保育等の提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、教育・保育等を提供するため、市町村は、人口や交通事情等を勘案して、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとされています。

本計画では、事業の特性や実態を考慮し、町内全域で需要・供給の調整を柔軟に行えるよう町内全域を教育・保育等の区域として設定します。

【 事業ごとの提供区域 】

事業		区域
教育・保育施設等整備事業		町内全域
地域子ども・子育て支援事業	1 利用者支援事業	町内全域
	2 延長保育事業	町内全域
	3 放課後児童健全育成事業	6区域 (各小学校単位)
	4 子育て短期支援事業	町内全域
	5 乳児家庭全戸訪問事業	町内全域
	6 養育支援訪問事業	町内全域
	7 地域子育て支援拠点事業	町内全域
	8 一時預かり事業	町内全域
	9 病児保育事業	町内全域
	10 ファミリー・サポート・センター事業	町内全域
	11 妊婦健康診査事業	町内全域
	12 補足給付事業	町内全域
	13 参入促進事業	町内全域

5 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

令和6年までの0歳から11歳までの子どもの将来推計は、減少傾向で推移していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	令和2年	令和3年度	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	223	223	225	225	223
1歳	227	225	225	227	227
2歳	263	223	221	221	223
3歳	274	259	220	218	218
4歳	283	268	253	215	213
5歳	292	282	267	252	214
6歳	304	293	283	268	253
7歳	322	303	293	284	267
8歳	311	318	300	290	281
9歳	298	308	315	297	288
10歳	305	298	308	315	297
11歳	285	300	293	302	309

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。



第4章 施策の展開

施策 1

教育・保育施設の需要量及び確保の方策

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の方策・・・・・・・・

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

【令和2年度】(人数)

		令和2年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数(推計)		849		490	223	
量の見込み(A)		365	137	329	255	62
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	0	312	180	60	
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	502	0	0	0	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	32	11	
認可外保育施設		0	0	0	0	
確保量合計(B)		502	312	212	71	
過不足(C) = (B) - (A)		0	▲17	▲43	9	

*年度により利用状況が未確定のため、確保量には含めておりませんが、企業主導型保育事業(ゆうゆう保育園みやぎ)も地域枠として6名の児童が利用可能です。

【 令和3年度 】(人数)

		令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数(推計)		809		448	223	
量の見込み(A)		328	131	333	251	70
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	0	312	180	60	
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	459	0	0	0	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	32	11	
認可外保育施設		0	0	0	0	
確保量合計(B)		459	312	212	71	
過不足(C) = (B) - (A)		0	▲21	▲39	1	

【 令和4年度 】(人数)

		令和4年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数(推計)		740		446	225	
量の見込み(A)		300	20	405	250	70
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	195	417	228	72	
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	125	0	0	0	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	24	8	
認可外保育施設		0	0	0	0	
確保量合計(B)		320	417	252	80	
過不足(C) = (B) - (A)		0	12	2	10	

【 令和5年度 】(人数)

		令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数(推計)		685		448	225	
量の見込み(A)		276	16	379	251	70
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	195	417	228	72	
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	97	0	0	0	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	24	8	
認可外保育施設		0	0	0	0	
確保量合計(B)		292	417	252	80	
過不足(C) = (B) - (A)		0	38	1	10	

【 令和6年度 】(人数)

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数(推計)		645		450	223	
量の見込み(A)		252	14	365	252	70
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	195	417	228	72	
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	71	0	0	0	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	24	8	
認可外保育施設		0	0	0	0	
確保量合計(B)		266	417	252	80	
過不足(C) = (B) - (A)		0	52	0	10	

【 今後の方向性 】

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、保育ニーズが高まったこともあり、令和3年3月末時点での待機児童解消は見込めません。しかし、新制度未移行幼稚園が認定こども園に移行する予定があることから、受け皿の拡充を図り令和4年4月には待機児童の解消を図ります。

(2) 教育・保育の一体的提供推進

令和4年に認定こども園が開園することで保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることができるようになります。今後も保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情について情報共有し、事業者と連携してまいります。

(3) 幼児期の教育・保育に関するその他の施策

①教育・保育施設の質の向上

教育・保育施設において提供するサービスの「質の向上」のために、教育・保育に携わる保育士等の人材確保に努めるとともに、幼稚園教諭・保育士等や放課後児童支援員に研修等を行い、人材の資質向上を目指し、サービスの「質の向上」に努めます。さらに、事業者が福祉サービス第三者評価を受審することを推進し、町がその結果を毎年把握し、評価結果を基にした各園の改善内容等について、保育所保育指針等の法令等に基づいているかを確認することで、必要な指導を行います。

②幼・保・小連携の体制強化、小学校教育との円滑な接続

小学校入学直後に学習に集中できない、望ましい人間関係を築くことができにくいなど、小学校生活にうまく適応できない（いわゆる「小一プロブレム」）子どもが増加する傾向にあるなか、幼児期の教育（保育所、幼稚園）と小学校教育が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保した、子どもに対する体系的な教育を推進します。

③子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行ってきます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、県との間で適切に情報共有を行い、連携を図りながら実施していきます。

④幼児教育の質の向上（幼児教育アドバイザーの配置・確保）

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、保育の質ガイドラインや幼児教育の指針の制定を検討するとともに、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。

⑤外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、外国につながる幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し支援を行うとともに、事業者等へ円滑な受入れに配慮するよう求めています。

施策 2

地域子ども・子育て支援事業

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

すべての子育て家庭が、それぞれに合った支援を受けることができるよう、子ども・子育て支援法に基づいた地域子ども・子育て支援事業について量の見込みと確保策を定め、計画的に各事業を推進していきます。

①利用者支援事業

【 概要 】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】(実施箇所数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	1	1	1	1	1
基本型・特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
確保策 (B)	1	1	1	1	1
基本型・特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

健康支援課の「子育て世代包括支援センター」と子育て支援課が連携し、保護者に必要な情報の提供を行っていきます。

②延長保育事業

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【 量の見込みと確保策 】（人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	209	198	189	182	176
確保策（B）	209	198	189	182	176
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

現在、認可保育所が5か所開園し、すべての保育施設で実施しています。

今後の需要についても対応可能と考えられます。

③放課後児童健全育成事業

【 概要 】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【 量の見込みと確保策 】（全域）（人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	363	355	343	331	316
1年生	124	119	115	109	103
2年生	109	103	99	96	91
3年生	70	72	68	65	63
4年生	23	24	24	23	22
5年生	22	21	22	22	21
6年生	15	16	15	16	16
確保策（B）	326	318	306	293	279
差引（B）－（A）	▲37	▲37	▲37	▲38	▲37

【 量の見込みと確保策 】（吉岡小学校区）（人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	161	158	153	146	140
1年生	55	53	51	48	46
2年生	48	46	44	42	40
3年生	31	32	30	29	28
4年生	10	11	11	10	10
5年生	10	9	10	10	9
6年生	7	7	7	7	7
確保策（B）	144	142	136	129	124
差引（B）－（A）	▲17	▲16	▲17	▲17	▲16

【 量の見込みと確保策 】(宮床小学校区) (人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	10	10	10	9	9
1年生	3	3	3	3	3
2年生	3	3	3	2	2
3年生	2	2	2	2	2
4年生	1	1	1	1	1
5年生	1	1	1	1	1
6年生	0	0	0	0	0
確保策 (B)	9	9	9	8	8
差引 (B) - (A)	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1

【 量の見込みと確保策 】(吉田小学校区) (人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	3	3	3	3	3
1年生	1	1	1	1	1
2年生	1	1	1	1	1
3年生	1	1	1	1	1
4年生	0	0	0	0	0
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
確保策 (B)	3	3	3	3	3
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 量の見込みと確保策 】(鶴巣小学校区) (人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	10	10	10	9	9
1年生	3	3	3	3	3
2年生	3	3	3	2	2
3年生	2	2	2	2	2
4年生	1	1	1	1	1
5年生	1	1	1	1	1
6年生	0	0	0	0	0
確保策 (B)	9	9	9	8	8
差引 (B) - (A)	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1

【 量の見込みと確保策 】（落合小学校区）（人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	0	0	0	0	0
1年生	0	0	0	0	0
2年生	0	0	0	0	0
3年生	0	0	0	0	0
4年生	0	0	0	0	0
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
確保策（B）	0	0	0	0	0
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 量の見込みと確保策 】（小野小学校区）（人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	179	174	167	164	155
1年生	62	59	57	54	50
2年生	54	50	48	49	46
3年生	34	35	33	31	30
4年生	11	11	11	11	10
5年生	10	10	10	10	10
6年生	8	9	8	9	9
確保策（B）	161	155	149	145	136
差引（B）－（A）	▲18	▲19	▲18	▲19	▲19

【 今後の方向性 】

現在、よしおか放課後児童クラブと小学校区ごとの児童館7か所にて、4年生までを対象として実施しています。

今後の高学年のニーズをみながら対応を検討します。

国の「新・放課後子ども総合プラン」の方針に沿い、「放課後子供教室」の計画的な整備、学校施設の徹底活用や、「放課後児童クラブ」と、町の次世代育成支援関連施策「放課後子ども教室推進事業」との連携実施等について検討していきます。

④子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【 概要 】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、お子さんをお預かりし、必要な支援を行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】（延べ利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	0	0	0	0	0
確保策（B）	0	0	0	0	0
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

本町では、当事業を実施できる施設が現在のところありません。

計画期間中及び次期計画策定時においてもニーズの把握に努め、事業の実施について検討します。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

保健師又は訪問指導員が、生後120日までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

【 量の見込みと確保策 】（人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	223	223	225	225	223
確保策（B）	223	223	225	225	223
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

提供体制は現状で確保できているため、訪問率100%を目指して、今後も継続して実施していきます。

⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

【 概要 】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業は、保護者のいない児童、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、保護者の養育の支援が特に必要と認められる児童または出産後の養育について出産前の支援が特に必要な妊婦への適切な支援を図る事業です。

【 量の見込みと確保策 】（件数）

（養育支援訪問事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	14	13	13	12	12
確保策（B）	14	13	13	12	12
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

健診や保護者からの相談により児童の養育状況を把握し関係機関と連携し取り組みます。子育て支援課に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し社会福祉士や子ども家庭支援員などの専門スタッフが子育て家庭の相談に対応してまいります。

要保護児童対策地域協議会は現状どおり継続します。

⑦地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】(延べ利用者数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	12,580	12,428	12,428	12,435	12,435
確保策(B)	12,580	12,428	12,428	12,435	12,435
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

今後も、児童支援センターや認可保育所の空き空間を利用し、専従に配置された保育士等から育児に関する相談や、親子の交流の場の提供、地域の子育て関連情報の提供等をしてまいります。

⑧一時預かり事業

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】(延べ利用者数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	18,422	17,554	16,057	14,863	13,996
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	14,932	14,228	13,015	12,047	11,344
2号認定による 定期的な利用	3,490	3,326	3,042	2,816	2,652
確保策 (B)	18,422	17,554	16,057	14,863	13,996
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	14,932	14,228	13,015	12,047	11,344
2号認定による 定期的な利用	3,490	3,326	3,042	2,816	2,652
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	0	0	0	0	0
2号認定による 定期的な利用	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

2か所の幼稚園と4か所の認可保育所で一時預かりを実施しています。

現状の体制で対応が可能と考えられますが、今後の需要の伸びを注視し、提供体制の確保に努めます。

⑨病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【 概要 】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【 量の見込みと確保策 】（延べ利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	0	50	50	50	50
確保策（B）	0	50	50	50	50
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

令和3年度の病後児保育事業の開始を目指し、準備を進めます。

⑩ファミリー・サポート・センター事業

【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】（延べ利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1,566	1,563	1,538	1,508	1,455
就学前児童	804	785	752	723	688
小学生	762	778	786	785	767
確保策（B）	0	0	0	0	0
就学前児童	0	0	0	0	0
小学生	0	0	0	0	0
差引（B）－（A）	▲1,566	▲1,563	▲1,538	▲1,508	▲1,455

【 今後の方向性 】

現在、町内ではファミリー・サポート・センター事業を実施していません。

第2期計画期間中に実施方法について情報収集をし、事業の実施を検討します。

⑪妊婦健康診査事業

【 概要 】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

【 量の見込みと確保策 】（利用回数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	3,122	3,122	3,150	3,150	3,122
確保策（B）	3,122	3,122	3,150	3,150	3,122
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

妊婦健康診査14回分の費用を助成しています。宮城県内の産婦人科で受診でき、里帰りによる県外医療機関などでの受信や助産所などの契約外機関で受診される方についても同様に助成します。

また、双子など多胎妊婦の方は、さらに追加6回（妊娠期最大20回）の助成券利用が可能です。現状どおり継続します。

⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【 概要 】

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、保育士OB等を活用した巡回支援をするほか、健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

【 今後の方向性 】

国の動向等を踏まえ、多様な事業者の能力活用の観点から効果的と考えられる事業の実施を検討していきます。

また、令和元年度より、健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れている私立認定こども園の設置者に対して費用の一部を補助しています。

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

【 概要 】

保護者の所得状況等を勘案して、保護者が幼稚園等へ支払う副食材料等の実費徴収費用について補助する事業です。

令和元年10月1日から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者の負担軽減のため、低所得者層へ副食材料費の実費徴収費用について補助しています。

【 今後の方向性 】

引き続き国等の動向を勘案しながら、実費徴収に係る補足給付事業を実施していきます。

(2) 産休後及び育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保・・・

保護者の産休・育休明けの希望に応じて、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業期間中の保護者に情報提供や相談支援等を行うとともに、1歳から2歳を中心に待機児童が発生している町の実情に応じ、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業の整備を行います。

児童虐待相談件数が増加傾向にあることから、要保護児童対策地域協議会の代表者会議・実務者会議を実施し、関係機関と町における体制強化を検討していきます。また、個別ケース検討会議を適宜実施し、関係機関の密な共有・役割分担を行っていきます。

要保護児童対策地域協議会を通して、要保護児童等の適切な支援を行うことで、虐待の悪化を予防していきます。

(3) 専門的支援に関して都道府県が行う施策との連携・・・・・・・・

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、県が行う施策との連携を図りながら施策を展開します。

特に、障害児等特別な支援を必要とする子どもが、希望する教育・保育を円滑に受けることができるよう配慮するとともに、事業者や関係機関との必要な連携を図ります。

(4) 職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備・・・・

仕事と生活の調和を実現するため、働き方の見直し、仕事と子育ての両立のための基盤整備について、県、地域企業、労働者団体、地域活動団体等と連携を図っていきます。

また、町で定めている大和町男女共同参画推進基本条例に基づき、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みを実施します。

施策 3

次世代育成支援関連施策

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支えあいの支援とともに、子どもの成長・発達に応じて地域が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子ども・子育て支援の充実を図ります。

未就学児の発達支援事業の充実

事業名	事業概要	主担当課
幼児ことばの教室	日常会話で発音が不明瞭な子、ことばの発達の遅れのある子の指導の充実を図ります。	子育て支援課

幼児教育の充実

事業名	事業概要	主担当課
児童館における子育て支援事業の推進	児童館において、幼児教育や子育てサークルへのサポートなどの子育て支援事業を展開します。	子育て支援課

児童福祉施設の環境整備

事業名	事業概要	主担当課
児童福祉施設の環境整備	児童福祉施設の環境整備を図ります。	子育て支援課
児童福祉施設の危機管理体制の確立	児童福祉施設内での児童の安全確保のための危機管理対策を図ります。	子育て支援課

子育て支援のネットワークづくりの推進や保護者への情報提供の充実

事業名	事業概要	主担当課
子育て支援に関する情報提供	子育て情報誌「ぽっかぽか」の配布とホームページへの掲載により情報の提供を行います。	子育て支援課

児童虐待防止対策の推進

事業名	事業概要	主担当課
虐待防止ネットワーク体制の推進	児童虐待防止の広報や早期発見・早期対応及び支援にかかる研修等の開催や情報交換を行い、ネットワークづくりを整備します。	子育て支援課
虐待児童の安全確認や送致	児童虐待を受けたと思われるとの通告・通報のあった児童への安全確認の対応や判断に応じて、児童相談所への送致を行います。	子育て支援課
被害児童のケア相談	児童のケアのためのネットワークの確立を図ります。	子育て支援課

ひとり親家庭等の自立支援や子どもの貧困対策の推進

事業名	事業概要	主担当課
総合相談窓口の開設	総合相談窓口体制と個別相談の対応により自立支援を図ります。	子育て支援課
児童扶養手当の給付	子どもを養育しているひとり親家庭等に対して手当を支給することにより経済的負担を軽減し、生活の安定と児童の健全育成を図ります。	子育て支援課
母子・父子家庭医療費の助成	母子・父子家庭に対して医療費を助成し、生活の安定と福祉の増進を図ります。	子育て支援課

育児学級や家庭教育等の充実

事業名	事業概要	主担当課
幼児学級	いろいろな遊びを通して、親子のふれあいと子ども同士の関わりや親同士の交流の場を提供します。	子育て支援課 (各児童館)
子育て講座	子どもと保護者を対象に家庭教育のあり方を見つめ直してもらう機会の提供を行います。	子育て支援課 (各児童館)

子育てにかかる各種支援制度の周知

事業名	事業概要	主担当課
あんしん子育て医療費の助成	0歳から18歳まで子どもの医療費の自己負担分を助成し、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課

保育費用等の軽減（幼児教育・保育の無償化）

事業名	事業概要	主担当課
保育料の負担軽減	ひとり親家庭や低所得者層の世帯等不安定な収入の実情に応じて、適切に支援が行えるよう保護者の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課

子育てへの男女共同参画の促進

事業名	事業概要	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	男女共同参画社会づくりでの職業生活と家庭生活の両立実現に向けた啓発を図ります。	総務課
男女がともに担う子育て推進	父親の育児参加を通して男女共同意識の啓発に努め、父親も参加しやすい時間での開催、父親の参加を促す内容・体制づくりを図ります。	子育て支援課 (保育所、幼稚園)

子どもの視点に立った遊び場づくりの推進と環境整備の推進

事業名	事業概要	担当課
公園・広場の維持管理	安全で快適に公園・広場が利用できるよう住民の協力を得て、維持管理体制の充実を図ります。	都市建設課

柔軟な運営による居場所づくり

事業名	事業概要	担当課
児童館活動の充実	地域児童等の健全育成の拠点としての活動の推進と中高校生の居場所づくりや地域に開かれた子育て関連の交流ゾーンの充実を図ります。	子育て支援課

子育て支援者の育成

事業名	事業概要	担当課
子育てサポーターなどの育成	子育て経験者などを中心として、地域での子育て支援のための住民による自主的な活動を促進するため、関係団体などと連携し、子育て支援者となるサポーターの育成を図ります。	生涯学習課

放課後の子どもの居場所づくり

事業名	事業概要	担当課
放課後子ども教室推進事業	家庭、学校、地域の協力により子どもたちが活動できる放課後の居場所づくりを行います。	生涯学習課



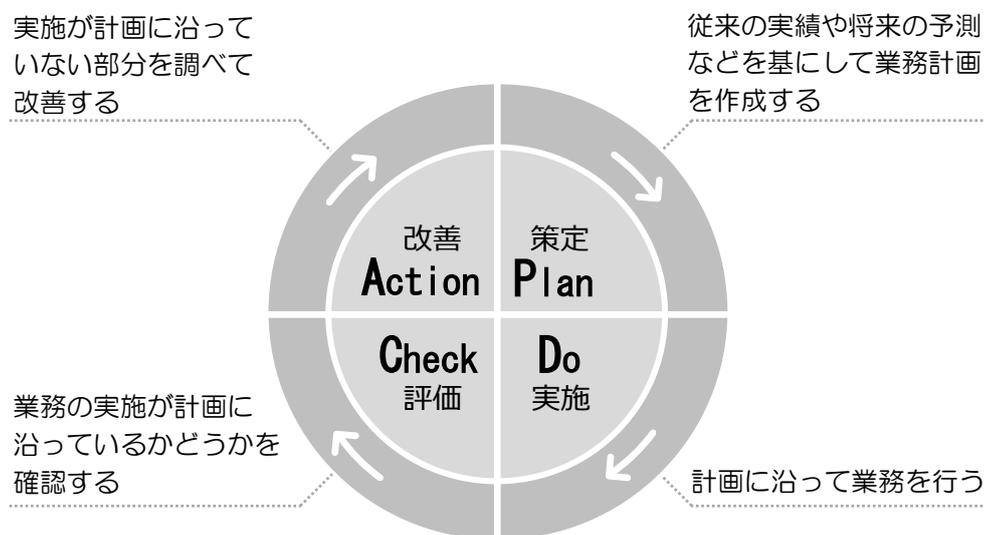
第5章 計画の推進

1 計画の進捗管理・評価方法

本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取組の充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に施策の進行状況について把握するとともに、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対策を実施するものとします。

PDCAサイクルのイメージ



2 関係機関との連携強化

(1) 庁内各部署の連携強化

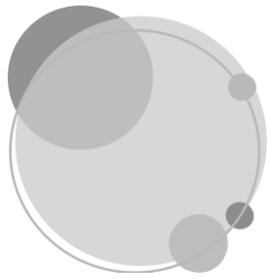
本計画は、健康、教育、まちづくり、防犯・防災など広範囲に関連するため、庁内の各部署間の連携を深め、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や住民との連携

計画を推進していくためには、児童相談所等の行政組織、民生委員・児童委員協議会や子育てに関係する各種団体等との連携、そして、地域の方たちの協力や参加が必要です。そのため、住民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、町と各種団体、地域住民との連携を図ります。

(3) 国や県との連携

子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県に対し施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、近隣市町村とも密接な連携を図りながら計画の推進に努めます。



參考資料

1 策定経過

開催日時	検討内容等
平成30年12月20日	平成30年度 第1回大和町子ども・子育て会議 (1) 大和町子ども・子育て支援事業計画の推移について (2) 第2期大和町子ども・子育て支援事業計画策定について
平成31年1月22日 ～2月8日	「子ども・子育て支援事業に係る基礎調査」を実施 就学前児童（0歳～5歳）の保護者アンケート 配布1,000通 有効回答数501通 有効回答率50.1% 小学生児童（6歳～11歳）の保護者アンケート 配布1,000通 有効回答数470通 有効回答率47.0%
平成31年3月26日	平成30年度 第2回大和町子ども・子育て会議 (1) 第2期大和町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果<速報>について
令和元年7月30日	令和元年度 第1回大和町子ども・子育て会議 (1) 大和町子ども・子育て支援事業計画の推移について (2) 第2期大和町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果報告について
令和元年11月1日	令和元年度 第2回大和町子ども・子育て会議 (1) 第2期大和町子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和元年12月2日～27日	第2期大和町子ども・子育て支援事業計画策定に係る意見募集（パブリックコメント）実施
令和2年2月17日	令和元年度 第3回大和町子ども・子育て会議 (1) 第2期大和町子ども・子育て支援事業計画の最終案について

2 大和町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に基づき、同項の合議制の機関として、大和町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、子ども・子育て支援法において使用する用語の例による。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、子ども・子育て会議の会議を招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年大和町条例第16号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

3 大和町子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成29年4月1日～令和2年3月31日

氏名	選出区分	機関・役職等	備考
菅原 昭浩	学識経験者	大和町子ども会育成連合会長	会長
高橋 栄子	労働者の代表者	くろかわ商工会女性部副部長	
安田 剛	子どもの保護者	大和町立吉岡小学校PTA会長	H31.4.1～ R2.3.31
田中 朋子		もみじが丘幼稚園保護者代表	
山田 誠峰	事業主の代表者	特別養護老人ホーム まほろばの里たいわ 施設長	
遠藤 弥一郎	事業の従事者	学校法人たちばな学園 みやの森幼稚園長	
佐々木 裕美		子育てサロンきらきら代表	
工藤 史		社会福祉法人柏松会 大和すぎのこ保育園長	
渋谷 裕		社会福祉法人宮城愛育会 杜の丘保育園長	
樋川 研吾	学識経験者	大和町校長会代表（落合小学校長）	
鈴木 由子		大和町地域活動連絡協議会代表 （吉岡児童館 ひだまりクラブ会長）	副会長
佐藤 ゆり子		大和町教育委員	H29.4.1～ R1.9.30
木皿 田鶴子			R1.10.1～ R2.3.31
高橋 栄次		大和町社会教育委員	
安海 啓子		主任児童委員	
櫻井 和彦		行政機関	教育総務課長
小野 政則	子育て支援課長		

4 用語解説

【あ行】

育児休業制度

出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

【か行】

家庭的保育

児童福祉法に基づいて市区町村が行う保育事業。日中、家庭で子を保育できない保護者に代わって、自治体の認定を受けた保育者が居宅等で保育を行う。

協働

市民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

居宅訪問型保育

保育を必要とする乳幼児の居宅において行う家庭的保育者による保育のこと。

子育て安心プラン

国における子育て支援策として、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保していくとともに、平成30年度から令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくこととした対策。

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とすること。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。

新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等により、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目標とし、放課後児童対策の取り組みをさらに推進する対策。

【た行】

待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

【な行】

認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね7時から18時）で保育・幼児教育を行う施設。

【は行】

放課後子供教室

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業のこと。文部科学省が所管している。

放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

【や行】

幼稚園

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法22条によれば「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

【ら行】

量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の「見込み」を推計することとなっている。

【数字／英字】

1号認定

子ども・子育て支援新制度における区分で、3歳以上の小学校就学前で、幼稚園や認定こども園で教育を受ける児童。

2号認定

子ども・子育て支援新制度における区分で、満3歳以上の小学校就学前で、保育を必要とする児童。

3号認定

子ども・子育て支援新制度における区分で、満3歳未満の保育を必要とする児童。

第2期大和町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 大和町 子育て支援課

〒981-3680 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば1丁目1番地

TEL 022-345-7503 FAX 022-345-7240
